

し尿処理の事務委託について（本町独自の効果等検証）

1. 事務委託による財政効果

高槻市・島本町広域行政勉強会における検討結果を踏まえ、し尿処理の事務委託を行うことによる本町としての効果等について、更に検証を深めるための試算を行った。

高槻市にし尿処理の事務委託に係る再協議を依頼する前の本町の状況として、町域内にし尿中間処理施設を建設するために事務を進めてきた経過がある。したがってこの試算では、事務委託を行った場合と町域内に新施設を建設した場合のそれぞれにおける、本町が負担する初期費用及び経常的費用を推計し、両者の比較により、事務委託を行うことによる経費節減効果を算出した。

（1）高槻市に事務委託を行った場合

（初期費用）

- ① 現施設（衛生化学処理場）の撤去が必要
解体撤去・整地費用（概算）：300,000 千円
- ② 想定される島本町のし尿処理量は、高槻クリーンセンター分室の現有施設で受入可能な量であるが、事務委託により環境整備が必要となる場合は、その経費を島本町が負担する。

（経常的費用）

広域連携に係る本町の負担額として、高槻市への事務委託料が必要

表 今後 5 年間の事務委託料推計

（単位：千円）

	H29	H30	H31	H32	H33
事務委託料	24,246	23,825	23,407	22,945	21,193

注 「高槻市・島本町広域行政勉強会 事業連携ワーキング報告書」における、広域連携を行った場合の費用負担の在り方に基づき試算した。

(2) 町域内に新施設（前処理＋希釈放流方式）を建設した場合

(初期費用)

- ① 新施設（中間処理施設）の建設が必要
建設費用（設計・監理費等含む概算）： 600,000 千円
- ② 現施設（衛生化学処理場）の撤去が必要
解体撤去・整地費用（概算）： 300,000 千円

(経常的費用)

本町が直営で処理を行うための運転管理費が必要

表 今後 5 年間の運転管理費推計

(単位：千円)

	H29	H30	H31	H32	H33
人件費	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
委託料	12,344	12,321	12,303	12,281	12,257
修繕費(消耗品含)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
薬品費	1,311	1,245	1,179	1,112	978
燃料費	4	4	4	4	4
光熱水費	8,619	8,304	7,992	7,671	7,032
その他(事務用品等)	278	278	278	278	278
計	31,756	31,352	30,956	30,546	29,749

注 「島本町一般廃棄物処理基本計画(H27.3)」におけるし尿等処理量の将来推計を勘案し、平成 26 年度実績等をもとに試算した。

事務委託を行った場合との比較を行うため、便宜上、試算年度を平成 29 年度からの 5 年間に設定している。

(3) 経費節減効果

(初期費用)

「(1)高槻市に事務委託を行った場合」と「(2)町域内に新施設（前処理＋希釈放流方式）を建設した場合」の初期費用を比較すると、経費節減効果は次のとおりとなる。

町域内に新施設を建設した場合	900,000 千円
－ 高槻市に事務委託を行った場合	300,000 千円(※)
経費節減効果	600,000 千円

※「(1)高槻市に事務委託を行った場合」の初期費用のうち、②の「事務委託により環境整備が必要となる場合の経費」は、未定であるため含めていない（1 ページ参照）。

(経常的費用)

「(1)高槻市に事務委託を行った場合」と「(2)町域内に新施設（前処理＋希釈放流方式）を建設した場合」の経常的費用を比較すると、経費節減効果は下表のとおりとなる。

表 今後 5 年間の節減効果額推計

(単位：千円)

	H29	H30	H31	H32	H33
町域内に新施設建設	31,756	31,352	30,956	30,546	29,749
高槻市に事務委託	24,246	23,825	23,407	22,945	21,193
節減効果額	7,510	7,527	7,549	7,601	8,556

節減効果額は年々増大する (H29:7,510 千円 → H33:8,556 千円)。

今後 5 年間の累積効果額は、経常的費用部分で 38,743 千円。

これに初期費用を含めると 638,743 千円。

⇒ 財政効果の推計グラフは別紙。

(4) 将来的に想定される経費について

想定される本町のし尿処理量は、高槻市のし尿処理施設である高槻クリーンセンター分室の現有施設で受入可能な量であり、事務委託を行うにあたり、施設の大規模改修を必要とするものではない。

しかしながら、同施設においても将来的には、施設の老朽化及びし尿処理量に見合う施設規模への対応として、施設の更新が必要となる。

現時点では、同施設に係る更新の時期や施設規模など、今後の施設のあり方に関する方針は決定していないが、事務委託を行う場合、施設更新時には本町も応分の負担を行うことが想定される（具体的には別途協議を行うこととなる）。

なお、本町単独で施設整備を行った場合でも、将来的には大規模改修費が必要となることから、長期的な視野でスケールメリット等を勘案すると、両市町で一つの施設を整備することは、本町にとっても経費負担の軽減につながるものと考えられる。

2. 事務委託に係るその他の効果等

(1) 町域内にある施設建設候補地の有効活用

高槻市にし尿処理の事務委託に係る再協議を依頼する前の本町の状況として、町域内にし尿中間処理施設を建設するために事務を進めてきた経過があり、「島本町し尿中間処理施設整備に係る建設候補地選定調査報告書(平成 26 年 3 月)」では、住民ホール跡地を建設候補地として選定している。

今回、高槻市への事務委託が実現すれば、当該地の今後の活用が可能となる。このことは、本町における将来の土地利用を考える上で、大きなメリットであるといえる。

(2) 公共施設の効率的・効果的な管理運営

本町では、人口急増期の昭和 50 年前後に整備した多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることになる。これらの公共施設を今後とも継続して使用していくための改修や建替、防災・減災対策などに係るインフラ整備には、莫大な費用が必要となる見込みである。

一方、本町の財政状況は、高齢化の急速な進展などにより、福祉や医療・介護などに係る社会保障関係経費などが増加しており、その年度の収入だけでは支出を賄いきれず、町の預金である基金を取り崩している状況にある。

また、本町のし尿処理量は、公共下水道の普及に伴い今後も着実に減少していく。こうした状況に対応し、広域連携による事務の共同処理を行うことは、小規模自治体である本町が公共施設の効率的・効果的な管理運営を行う上で、重要な意義をもっている。

(3) 衛生化学処理場が抱える課題の早期解決

本町の衛生化学処理場では、し尿処理施設の一般的な耐用年数をはるかに超えた運用をしており、老朽化の進行に伴い、多額の修繕費などにより処理効率が大幅に悪化している。

また、同施設はその立地場所が高槻市内にあるという特殊な事情を抱えているが、これは、計画・設計当時、町内で河川に隣接した土地は既に開発されており、建設に適した用地がなかったことから、高槻市及び関係機関などの特段のご理解をいただき、現在地に建設したものである。

しかし、その後の住宅開発を経て、地元自治会からは、付近の公共下水道の整備が進む中、長年にわたり早期撤去の要望をいただいていた。

今回、高槻市への事務委託を行うことで、当該施設をより早期に撤去することが可能となり、同施設が長年にわたって抱え続けてきた課題の早期解決に資することとなる。

なお、事務委託が実現した場合、跡地については高槻市における公共の福祉に供していただくため、譲与（無償譲渡）することを想定している。

【参考】跡地を更地にした場合の鑑定評価額 316,000 千円

3. まとめ

これまでに述べたとおり、し尿処理の事務委託が実現すれば、当該事務の効率的な運営が可能になるものと考えられる。

あわせて、町域内にある建設候補地の有効活用が可能となることによる、本町における将来の土地利用を考える上でのメリット、公共下水道の普及によりし尿処理量の大幅な減少が見込まれる中、本町が公共施設の効率的・効果的な管理運営を行う上での意義や衛生化学処理場に係る長年の課題の早期解決に資することを踏まえると、当該事務の委託を行うことは、本町における住民福祉の維持向上に資すると考えられる。

4. 今後の取組

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項において、「普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる」ことが規定されている。

また、地方自治法第 252 条の 15 において「前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- 二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 三 委託事務に要する経費の支弁の方法
- 四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

と規定されていることから、今後、規約案の検討を行う必要がある。

なお、事務の委託については、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項に基づき、議会の議決を要する。また、経費負担の詳細や事務手続き等に関しては、別途協定書に定めることとなる。

【し尿処理事務に関するコスト比較(概要)】

(単位：億円)

	初期費用	経常的費用 (1年目)
高槻市に事務委託	3	0.24
町域内に新施設建設	9	0.32

初期費用の考え方

(単位：億円)

(a) 現行施設の解体撤去・整地費用(概算)	3
(b) 新施設の建設費用(設計・監理費等含む概算)	6

・高槻市に事務委託の場合：(a) ・町域内に新施設建設の場合：(a) + (b)

※高槻市に事務委託の場合、想定される本町のし尿処理量は、高槻市の現有施設で受入可能な量であるが、事務委託により環境整備が必要となる場合、別途、その費用負担が生じる。

【年別データ】

(単位：億円)

年数 (初期費用)	経常的費用(年別)		累積コスト(初期費用を含む)	
	高槻市に事務委託	町域内に新施設建設	高槻市に事務委託	町域内に新施設建設
1	0.24	0.32	3.24	9.32
2	0.24	0.31	3.48	9.63
3	0.23	0.31	3.71	9.94
4	0.23	0.31	3.94	10.25
5	0.21	0.30	4.15	10.55
6	0.19	0.29	4.34	10.84
7	0.17	0.28	4.51	11.12
8	0.14	0.27	4.65	11.39
9	0.15	0.27	4.80	11.66

経常的費用の考え方

・高槻市に事務委託の場合：処理量推計に基づき、今後の事務委託料を推計。

・町域内に新施設建設の場合：処理量推計に基づき、平成26年度実績等をもとに必要経費を推計。

※コスト比較を行う便宜上、試算年度の1年目を平成29年度に設定している。

【備考】

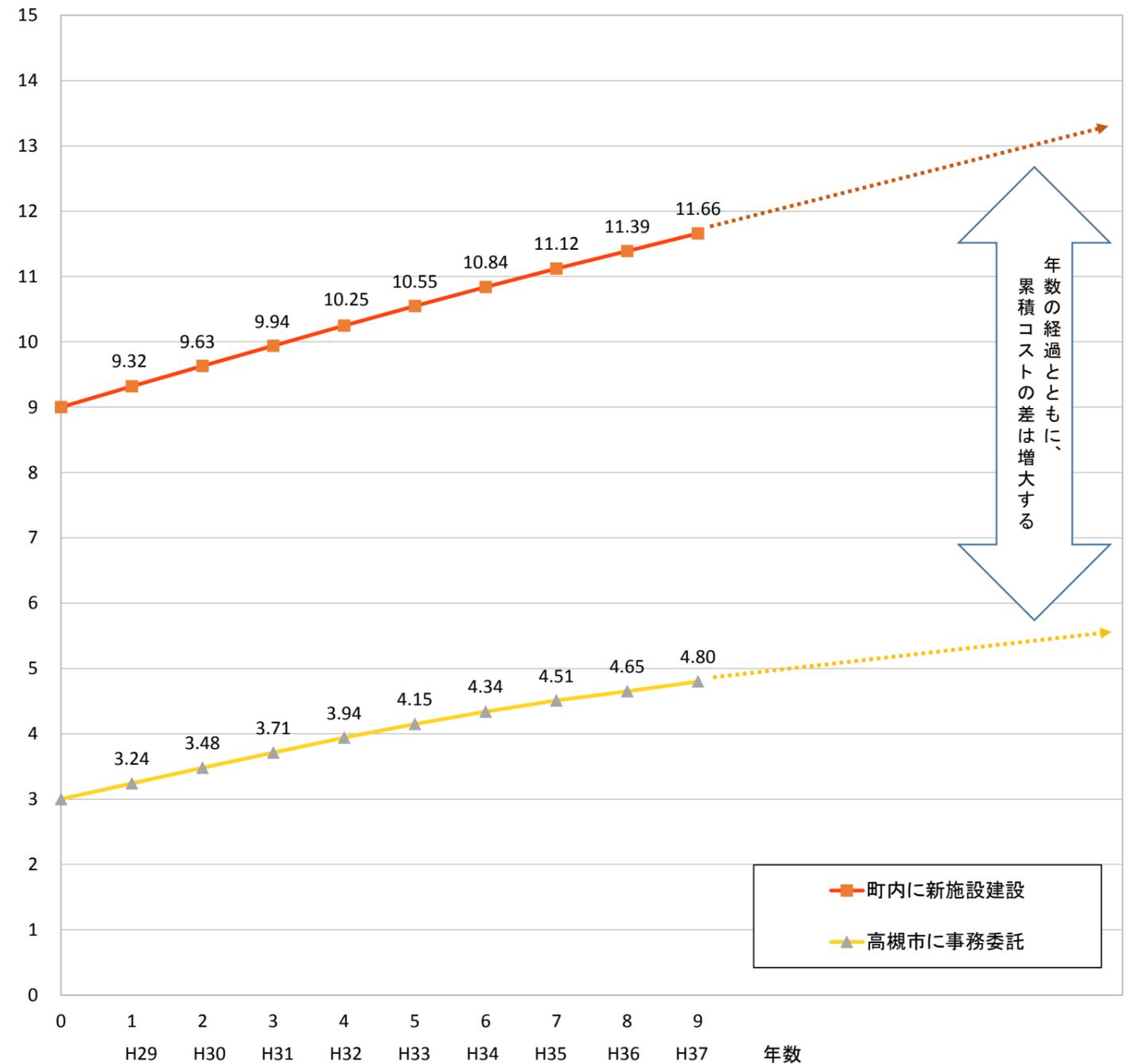
・事務委託の場合、町域内での施設建設が不要となり、建設候補地(住民ホール跡地)の有効活用が可能となる。一方で、現行施設の跡地については高槻市における公共の福祉に供していただくため、譲与(無償譲渡)することを想定している。

・事務委託の場合、高槻市における将来の施設更新時には応分の負担が想定される。

・本町の現行施設では年間約0.88億円の経常的費用を要しているため、開始年度が1年早まることにより、事務委託の場合で約0.64億円【0.88億円－0.24億円】、町内建設の場合で約0.56億円【0.88億円－0.32億円】の経済的効果が見込まれる。

累積コストの推計グラフ

累積コスト(億円)



【参考】 現行施設を更地にした場合の鑑定評価額(内示額)

(単位：億円)

3.16